

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別取扱いについて

この度の新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

LASHIC 少額短期保険株式会社（代表取締役社長 齋藤 正彦、以下「当社」）は、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、当社商品について以下の取扱いを実施します。

1. 更新（継続）契約の締結手続きについて

新型コロナウイルス感染症による影響で、更新（継続）契約の締結手続きが困難となった場合には、お客様からのお申し出により、2020年3月17日から最長2か月後の月末日（2020年5月31日）まで、更新（継続）契約の締結手続きについて猶予できるものといたします。

2. 保険料の払い込みについて

新型コロナウイルス感染症による影響で、保険料のお払込みが困難となった場合には、お客様からのお申し出により、2020年3月17日から最長2か月後の月末日（2020年5月31日）まで保険料のお払込を猶予できるものといたします。

※ 上記1・2とも、2020年6月1日以降に期限が到来するご契約につきましては、今後の状況により判断いたします。

3. 入院給付金のお取扱いについて

新型コロナウイルス感染症での治療のためのご入院は、当社の入院保険および就業不能保険の入院給付金の支払い対象となる疾病に該当いたします。

※最終的には、医療機関発行による、「診断書」に基づき判断いたします。

4. 保険金ご請求時のお取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に起因する入院給付金請求時に、必要な書類等をご準備いただくことが難しい場合は、下記までお問い合わせくださいますよう、お願いいたします。

【お問い合わせ先】 03-6712-6436

（受付時間：平日9：00～17：00）

以上

2020年3月17日

LASHIC 少額短期保険株式会社